

(罰則の適用に関する経過措置)
 第十四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)
 第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 新藤 義孝

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣官房等関係(第一条―第二十一条)
- 第二章 内閣府関係(第二十二条―第三十二条)
- 第三章 総務省関係(第三十三条―第五十四条)
- 第四章 法務省関係(第五十五条―第五十九条)
- 第五章 外務省関係(第六十条―第六十一条)
- 第六章 財務省関係(第六十二条―第六十九条)
- 第七章 文部科学省関係(第七十条―第七十九条)
- 第八章 厚生労働省関係(第一百条―第一百六十六条)
- 第九章 農林水産省関係(第一百六十七条―第一百八十二条)
- 第十章 経済産業省関係(第一百八十三条―第一百九十六条)
- 第十一章 国土交通省関係(第一百九十七条―第二百二条)
- 第十二章 環境省関係(第二百三条―第二百六条)
- 第十三章 防衛省関係(第二百七条―第二百十条)

附則

第一章 内閣官房等関係

(内閣法の一部改正)

- 第一条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。
- 第十二条第二項第八号中、「第五十四条の二第一項」を、「第五十四条第一項」に改める。
- (国家公務員法の一部改正)
- 第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第三項第十七号中、「第二条第二項」を、「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改める。
- 第六十六条の二第二項中、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改め、同条第二項第二号中、「第五十四条の二第一項」を、「第五十四条第一項」に改める。
- 第六十六条の三第二項第二号中、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改める。

第六十六条の四第一項、第三項、第四項並びに第五項第二号及び第四号中、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第九項中、「第五十四条の二第一項」を、「第五十四条第一項」に改める。

第六十六条の二十四第一項第一号及び第六十六条の二十七中、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第八十条の六第三項中、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を、「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第九十九条第十七号中、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改め、同条第十八号中、「第五十四条の二第一項」を、「第五十四条第一項」に改める。

第一百零二条第三号中、「第五十四条の二第一項」を、「第五十四条第一項」に改める。

(一般職の職員との給与に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の七第三項中、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を、「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人職員等」を、「行政執行法人職員等」に改める。

第十二条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項中、「特定独立行政法人職員等」を、「行政執行法人職員等」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「第二条第二項」を、「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改める。

第四条第三項第五号、第五条第一項及び第二十六條第二項中、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改める。

附則第二十二項の表第三條第一項の項中、「第二条第二項」を、「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改め、同表第四條第三項第五号の項中欄中、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改め、同項下欄中、「独立行政法人通則法」を、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」による改正前の独立行政法人通則法に改め、同表第五條第一項の項及び第二十六條第二項の項中、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第二条第二項」を、「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を、「行政執行法人」に改める。

第七條の二第二項、第八條の二第一項並びに第十條第四項及び第五項中、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二十号)第四十五條の規定による改正後の」及び(以下、「改正後の法」という。)を削り、「改正後の法」を、「同法」に改め、同条第二項中、「改正後の法」の規定にかかわらず、「改正後の法」を、「国家公務員災害補償法の規定にかかわらず、同法」に改める。

附則第九條中、「改正後の法」を、「国家公務員災害補償法」に改める。

(一般職の職員との勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第七条 一般職の職員との勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第三号中、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を、「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人職員等」を、「行政執行法人職員等」に改める。